

盛土規制法申告書(建築確認申請用)

株式会社山形県建築サポートセンター 様

建築主氏名	山形 太郎	確認申請書の情報を記載
敷地の地名地番	山形県山形市松波二丁目8番1号	
敷地面積	3,005 m ²	
主要用途	専用住宅	

上記の建築行為について、下記のとおり、宅地造成及び特定盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可対象となる土地の形質の変更(盛土・切土)はありません。

該当する方にチェック
(口をクリックするとチェックがつきます)

記入年月日

令和7年12月〇日

設計者氏名

県庁 花子

○令和7年4月30日より、山形県内全域が規制区域に指定されています。
規制区域について盛土ポータルより確認しチェックしてください。

記入日・設計者名を記載

☒ 宅地造成等工事規制区域 (法第12条第1項)	☐ 特定盛土等規制区域 (法第30条第1項)	概念図
① 盛土で高さが1m超の崖※を生ずる	⑥ 盛土で高さが2m超の崖※を生ずる	
② 切土で高さが2m超の崖※を生ずる	⑦ 切土で高さが5m超の崖※を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	⑧ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖※を生ずるもの(⑥、⑦を除く)	
④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑨ 盛土で高さが5m超となるもの(⑥、⑧を除く)	
⑤ 盛土又は切土の部分の面積が500m ² を超える(①～④を除く)	⑩ 盛土又は切土の部分の面積が3,000m ² を超える(⑥～⑨を除く)	

申告欄

☐ ①～⑩のいずれにも該当しない(許可不要)

☒ 担当部署と打合の結果、許可不要(打合せ等により判断した場合、内容記入又は内容がわかる資料を添付)

令和7年11月〇日〇〇総合支庁建設部建設総務課と打合せ済み(打合せ記録別紙添付)

該当する方にチェック
(口をクリックするとチェックがつきます)

打合せ内容等を記載
(別紙がある場合は別紙添付)

(いずれかに
チェック)

※「崖」とは、地表 ※ 許可が必要な場合は、許可証の写しを添付(本申告書の添付は不要) 外のものを行います。

相談窓口(規制の内容や許可の要否などについては、土地が存する区域を所管する以下の窓口にお問い合わせください。)

管内	担当部署	所在地	電話番号
村山地区	村山総合支庁建設部建設総務課 建設技術調整担当	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8408
最上地区	最上総合支庁建設部建設総務課 建設技術調整担当	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1391
置賜地区	置賜総合支庁建設部建設総務課 建設技術調整担当	米沢市金池7-1-50	0238-26-6099
庄内地区	庄内総合支庁建設部建設総務課 建設技術調整担当	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5569

盛土規制法ポータルサイト(山形県 HP)(規制内容・規制区域・許可手続きに関する相談窓口等について掲載されています。)

<https://www.pref.yamagata.jp/180019/kurashi/syakaikiban/morido/top.html>

